一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(一財) 鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金(以下「本補助金」という。) について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。 以下「規則」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 本補助金は、勤労者(含事業主)に対する福利厚生事業を行う 一般 財団法人鳥取 市中小企業勤労者福祉サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)事業に要 する下記の経費 を補助することにより、中小企業における勤労者の福祉の増進に資する ことを目的とする。
 - (1) サービスセンターの管理に要する経費について補助を行う事業
 - (2) サービスセンターが実施する別に定める事業に要する経費について補助を行う事業
 - (3) サービスセンターが実施する健康の維持増進事業に要する経費について補助を行う 事業

(補助金の算定等)

第3条 本補助金は、サービスセンター事業に要する経費(会費収入、事業収入等の特定財源を除く)の10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付申請は、事業計画書及び収支予算書並びに補助金配分計画書を添付し、毎年4月3日までに行わなければならない。

(交付時期)

第5条 本補助金は、サービスセンター事業が円滑に行われるよう補助金配分計画書に基づいて交付する。

(実績報告)

第6条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書及び収支決算書によるものとし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月7日までに提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成13年4月23日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年7月25日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成16年11月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。